

菜のCaに関する注意事項

Q1. ナノカとはなんですか？

A1. 三川町が発行し、三川町内の加盟店で使用できる通貨（紙幣）です。加盟店以外の店舗では使用できません。加盟店は、別紙の加盟店一覧表でご確認ください。

Q2. なぜ昨年度と配布方法が異なるのですか？

A2. 昨年度の配布方法では、配布が早期に終了してしまいました。今年度はナノカを長期間にわたって地域に滞留させることを目的にスタンプカードを活用した配布方法を取ることとしました。

Q3. スタンプカードについて、複数枚のカードのスタンプを合算してもらうことはできますか？

A3. 合算はできません。



Q4. 複数人で店舗を利用した場合について、会計を人数分まとめて支払った場合とそれぞれが別々に支払った場合のスタンプカードの取り扱いを教えてください。

A4. 以下を参考としてください。

(例) Aさん Bさん Cさんの3人で飲食店を利用し、会計は2,500円だった。
(会計の内訳: Aさん 1,000円 / Bさん 900円 / Cさん 600円)

■3人がそれぞれ別会計で支払った場合

○Aさん・Bさんのスタンプカードに1スタンプずつ押印します。

○Cさんはスタンプ押印の基準額である700円を超えていないため、押印できません。

■誰か1人がまとめて支払った場合

○まとめて支払った人のスタンプカードに1スタンプ押印します。

Q5. 予算の上限に達した場合は、交換期限を待たずにナノカへの交換を終了することですが、ナノカの残り状況を確認することはできますか？

A5. ナノカの残り状況については、交換店の店頭や三川町及び出羽商工会のホームページ等でお知らせします。

	令和4年 7月1日 金	令和5年 2月19日 日	2月28日 火
菜のCa ご利用期限	ナノカ開始		→ 終了
スタンプカード 配布期間		→ 終了	※ナノカが無くなり次第終了!
菜のCa 交換期間		→ 終了	交換はお早めに!!

